

徳島県国民健康保険・後期高齢者医療給付内容等一覧表

(平成23年4月1日現在)

1. 一部負担金の割合

国民健康保険	一般被保険者		3割
	退職被保険者(※1)	本人	3割
		被扶養者	
	未就学児(※2) (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		2割
	高齢受給者 (70歳～74歳)	一般	2割(※3)
現役並み所得者		3割	
後期高齢医療	一般		1割
	現役並み所得者		3割

2. 自己負担限度額

70歳未満		1月当たりの自己負担限度額	
上位所得者	一般	150,000円+(医療費-500,000円)×1%<多数該当83,400円>	
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%<多数該当44,400円>	
	低所得者	35,400円<多数該当24,600円>	
70歳以上		1月当たりの自己負担限度額	
		入院	外来
現役並み所得者	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当44,400円>	
	一般	44,400円	12,000円
低所得者	Ⅱ	24,600円	8,000円
	Ⅰ	15,000円	

(※1)平成20年4月以降、退職者医療は段階的に廃止され、65歳以上の被保険者はすべて一般被保険者へと切り替わります。

そのための経過措置として平成26年度までの間は65歳未満の被保険者が65歳に達するまで存続されます。

(※2)乳幼児等はぐみ医療の助成費は各市町村により異なりますので、ご確認の上徴収ください。

(※3)平成24年3月31日までは1割に据え置かれ、窓口では1割の額を徴収します。ただし、本人の申出により2割支払う場合は、その限りではありません。

3. 保険者番号

国民健康保険(市町村)

	保険者名	保険者番号		
		県	保険者区分	検証
県内保険者名	徳島市	36	001	6
	鳴門市	36	002	4
	小松島市	36	003	2
	阿南市	36	004	0
	勝浦町	36	005	7
	上勝町	36	006	5
	佐那河内村	36	007	3
	石井町	36	008	1
	神山町	36	009	9
	牟岐町	36	019	8
	松茂町	36	023	0
	北島町	36	024	8
	藍住町	36	025	5
	板野町	36	026	3
	上板町	36	027	1
	吉野川市	36	051	1
	阿波市	36	052	9
	美馬市	36	053	7
	三好市	36	054	5
	つるぎ町	36	061	0
那賀町	36	062	8	
東みよし町	36	063	6	
美波町	36	064	4	
海陽町	36	065	1	

後期高齢者医療

徳島県後期高齢者医療 広域連合番号		39360003		
市町村名	法別	保険者番号		
		県	保険者区分	検証
徳島市	39	36	201	7
鳴門市	39	36	202	5
小松島市	39	36	203	3
阿南市	39	36	204	1
吉野川市	39	36	205	8
阿波市	39	36	206	6
美馬市	39	36	207	4
三好市	39	36	208	2
勝浦町	39	36	301	5
上勝町	39	36	302	3
佐那河内村	39	36	321	3
石井町	39	36	341	1
神山町	39	36	342	9
那賀町	39	36	368	4
牟岐町	39	36	383	3
美波町	39	36	387	4
海陽町	39	36	388	2
松茂町	39	36	401	3
北島町	39	36	402	1
藍住町	39	36	403	9
板野町	39	36	404	7
上板町	39	36	405	4
つるぎ町	39	36	468	2
東みよし町	39	36	489	8

4. 公費負担医療制度

法別番号	区分	
10	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	適正医療
11		命令入所
13	戦傷病者特別援護法	療養の給付
14		更生医療
15	障害者自立支援法	更生医療
16		育成医療
17	児童福祉法	療育の給付
18	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	認定疾病
19		一般疾病
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	措置入院
21	障害者自立支援法	精神通院医療
22	麻薬及び向精神薬取締法	
23	母子保健法	養育医療
24	障害者自立支援法による療養介護医療(法第70条関係)及び基準該当療養介護医療(法第71条関係)	
28	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1類感染症等
29		新感染症
38	肝炎治療特別促進事業	
51	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費	
52	児童福祉法	小児慢性
53	児童福祉法の措置等	
66	石綿による健康被害の救済に関する法律	
79	児童福祉法による障害児施設医療(法第24条の20関係)	

(国保組合)

	保険者名	保険者番号		
		県	保険者区分	検証
県内国保	徳島県医師国保組合	36	301	0
	徳島建設産業国保組合	36	304	4
県外国保 (県内分と同じ取扱)	全国土木建築国保組合	13	303	3
	中央建設国保組合	13	326	4
	全国建設工事業国保組合	13	329	8

※全国土木建築国保組合において、結核・精神・通院は全被保険者の自己負担額を任意給付。

診療報酬明細書の提出期限(受付締切)

毎月10日までに本会に**必着**するようお願いします。

10日が月～金の場合、9時から18時まで、土、日、祝日の場合は9時から17時まで受け付けています。

お願い

国民健康保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各公費の受給者証については、毎月必ず確認してください。

徳島県国民健康保険団体連合会

〒771-0135 徳島市川内町平石若松78-1

TEL: (088)-666-0114(審査課/医科)

(088)-666-0115(審査課/歯科・調剤・訪問看護・療養費・再審査・過誤等)

FAX: (088)-666-0116

ホームページアドレス <http://www.tokushima-kokuhoren.or.jp/>